

会 議 録

会 議 名	平成28年度第4回東松山市立小・中学校通学区域審議会					
開 催 日 時	平成28年11月24日（木）		開 会	18時00分		
			閉 会	20時30分		
開 催 場 所	東松山市総合会館4階多目的ホールB					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 事務局説明 4 質疑 5 審議 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		14人	
委員出欠状況	会 長	峯 岩男	出席	副会長	進藤 周治	出席
	委 員	島田 隆久	出席	委 員	梅澤 潤次	出席
	委 員	塩原 憲孝	出席	委 員	鈴木 克俊	出席
	委 員	市川 俊実	出席	委 員	飯島 富保	出席
	委 員	横田 正芳	出席	委 員	内山 昌宣	出席
	委 員	鈴木 啓正	出席	委 員	江連 万徳	出席
	委 員	庄 美佐子	出席	委 員	柴生田 茂	出席
	委 員	戸森 健治	出席	委 員	長谷部 稔	出席
	委 員	林 龍生	出席	委 員	杉浦 裕美	出席
	委 員	政池 のり子	出席	委 員	田中 進	出席
	委 員	石井 太一	出席	委 員	飯島 正明	出席
	委 員	池永 和美	出席	委 員	水上 克己	出席
	委 員	馬場 攻	出席	委 員	大塚 基司	出席
	委 員	杉谷 文子	出席	委 員	山下 茂	出席
委 員	山岸 勝夫	出席	委 員	白瀬 良一	出席	
事 務 局	教育長 中村 幸一		教育部長 澤田 喜雄			
	教育部次長 関口 敬氏		教育部次長 今村 浩之			
	学校教育課長 鈴木 寿		教育総務課長 野口 光江			
	学校教育課主査 小見 慶治		学校教育課主事 陸名 美由紀			

次第	顛末
1 開会	(進行を事務局の学校教育課長が務める旨を説明)
<p data-bbox="145 309 392 398">2 あいさつ 教育長</p> <p data-bbox="145 947 392 992">会長</p> <p data-bbox="145 1480 392 1525">事務局</p>	<p data-bbox="392 360 1452 875">第3回審議会以降、諮問案において通学区域の変更対象としている地区ごとに住民説明会を開催しました。いずれの説明会も2時間の予定時間を超え、熱心にご意見・ご要望をいただきました。その概要につきましては、後ほど報告いたします。また、住民説明会の後、会長、副会長及び事務局において、要望等への対応案と今後の審議会の進め方について打合せを行いました。審議会は今回で終了ではなく、さらに2回開催する必要があると考えております。高坂小学校の大規模化は教育環境の悪化を招き、深刻な問題となってまいりますので、通学区域の変更がどうしても必要です。子供達にとって、どのような変更が望ましいかを十分に議論していただき、答申をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="392 947 1452 1413">地区ごとの住民説明会について、5回のうち3回に出席させていただき、色々なご意見を拝聴いたしました。住民説明会では、非常に子供思いの方々に触れることができましたし、また、地域思いの方々のお話についても、なるほどという部分がありました。こういうことについて、すべて解決できるような状況になっていくことが素晴らしいことなのだと思いますが、いろいろなリスクは付きものです。その中で、皆様と諮問案について深く議論がされれば良いと考えております。限界はあるかなとは思いますが、皆様のお知恵が必要でございますので、ご協力の程お願い申し上げて、あいさつに代えさせていただきます。</p> <p data-bbox="392 1480 1452 1783">続きまして、委員の出席状況等について報告いたします。本日は、全員の委員に出席いただいております。したがって、東松山市立小・中学校通学区域審議会条例第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立したことを報告いたします。また、本審議会は原則公開とされており、本日は14名の傍聴希望者がいらっしゃいます。傍聴を許可してもよろしいでしょうか。</p> <p data-bbox="392 1850 1452 1895">(異議なし)</p> <p data-bbox="392 1962 1452 2007">(傍聴者入室)</p>

	<p>続きまして、配付資料の確認をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・会議資料（全 33 頁） ・地区別説明会での主なご意見ご要望 ・高坂小学校の大規模化への対応についての地区別説明会 質疑・意見の記録（全 41 頁）
<p>3 事務局説明</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、会長に議長として議事の進行をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議録の署名委員を指名いたします。本日は、名簿順で、横田委員と内山委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。資料について、事務局から説明願います。</p> <p>はじめに、前回の審議会以降に開催いたしました地区別説明会の内容について報告いたします。詳細は資料「高坂小学校の大規模化への対応についての地区別説明会 質疑・意見」のとおりですが、分量がありますので、資料「地区別説明会での主なご意見ご要望」により要旨を報告いたします。</p> <p>（資料「地区別説明会での主なご意見ご要望」のとおり報告）</p> <p>続きまして、これらのご意見ご要望及び前回の審議会の中でいただいたご意見を踏まえて用意しました今回の会議資料について説明いたします。</p> <p>「【資料 1】学校建設費用・プレハブ校舎（教室）建設費用及びスクールバス経費」について、各経費は会議資料 P 2 記載のとおりです。</p> <p>「【資料 2】高坂地区内での学区編成案」について、P 4～6 は、諮問案からあずま町 1・4 丁目を除き、大黒部地区を含めた場合の試算です。P 7～9 は、諮問案からあずま町 1・4 丁目を除き、悪戸地区及び後本宿地区、大黒部地区のうち旧国道 407 号西側地域を含めた場合の試算です。P 10～12 は、諮問案からあずま町 1・4 丁目を除き、悪戸地区及び後本宿地区、大黒部地区を含めた場合の試算です。P 13～19 は、あずま町 1 丁目から 4 丁目までを高坂小学校区から桜山小学校区・白山中学校区とした場合の高坂小学校・桜山小学校・白山中学校それぞれの試算です。</p> <p>「【資料 3】桜山小学校及び高坂小学校の児童（高坂地区）が白山中学校に通うこととなった場合の生徒数・教室数」について、P 21・22 は、</p>

	<p>高坂小学校の卒業生がすべて白山中学校に入学した場合の白山中学校の試算です。この場合、将来的に教室数が足りなくなることが見込まれます。</p> <p>「【資料4】白山中学校と南中学校の学区編成前後の生徒数・学級数」について、P24～27は、諮問案のとおり学区編成を行った場合の白山中学校及び南中学校の試算です。これは、第1回会議資料と同じものです。</p> <p>「【資料5】あずま町1～4丁目の児童が野本小学校に通うこととなった場合の児童数・教室数」について、P29・30は、あずま町の全地区を野本小学校区とした場合の試算です。この場合、変更した時点で教室数が大幅に不足する状況となります。</p> <p>「【資料6】H30年度の新1年生から学区編成への対応を行った場合の児童数・教室数」について、P32・33は、平成30年度以降の新1年生から順次、変更後の学校に行くという移行措置を採った場合の試算です。この場合、高坂小学校の平成32年度1年生の現時点での推計児童数は140名です。1学年は35人学級のため、今後の転入により当該学年の児童数が141名以上となった場合は、1学年が4学級から5学級に増え、平成32年度には教室数が足りなくなるという状況になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>4 質疑・5 審議</p> <p>会長</p> <p>山下委員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>山下委員</p>	<p>事務局の説明について、質疑やお気付きの点等はございますか。</p> <p>あずま町あたりの児童の増え方について、今後、この地域は今計画されている以上の開発は行わないということでしょうか。もし開発の余地があるとすれば、今回の資料の推計も変わってくると思います。</p> <p>資料の推計は、住民基本台帳に登録されている現在の人数にあずま町3丁目へ転入が予想される人数を加えたものですが、今後、この地域は推計以上に増えるのではないかということです。その見通しについて、事務局より回答願います。</p> <p>高坂駅の東側については、現在市が進めている第一土地区画整理事業、また、第二土地区画整理事業によるあずま町がありますが、第三土地区画整理事業というような形で市が新たに土地開発を行う予定はないと聞いております。ただし、今後、民有地にさらに住宅が建つことは考えられます。</p> <p>ピオニウォークの東側に位置する早俣地区の水田を開発するということ</p>

	<p>はありませんか。</p>
事務局	<p>市として当該地区を住宅地に開発するという予定はありません。</p>
内山委員	<p>スクールバス経費が試算されていますが、市内循環バスの活用について、教育委員会と市側とで協議はされたのでしょうか。</p>
事務局	<p>教育委員会で検討しましたが、児童数を踏まえると、1台では足りないと考えられます。台数を増やしていくと資料のとおり新たな経費がかかることとなります。また、市内循環バスを利用した場合、天候や行事の都合等による学校の急な時間割の変更に対応できないことが想定されるため、厳しいと考えております。</p>
内山委員	<p>それは教育委員会だけで判断したことなのでしょうか。それとも、市と協議して判断したことなのでしょうか。例えば、雪が降れば朝一でメールが回って登校をどうしようかということが決まると思いますので、バスの運行も朝一で変更できるのではないかと思います。市内循環バスは利用者が少ないため、スクールバスとして利用することも考えられるのではないかと思います。</p>
会長	<p>市内循環バスの定員は何人でしょうか。</p>
事務局	<p>吊り革に掴まって立って乗る人も含め、29人と聞いております。</p>
馬場委員	<p>ずっと以前、唐子小学校に勤務していました。当時、国立女性教育会館北側の国道254号の方面の児童は路線バスで通学をしていました。自分で料金を払い、月末に市から補助金が出て、保護者が学校に取りに来るといった形でした。その際、一番大変なのは、学校の教育課程は必ずしも予定通りにいかないということです。バスは定刻に来ますので、担任の教師はバスの時刻に合わせて話を切ってしまう。低学年が帰る時間と高学年が帰る時間とで限定のバスが2回出ていたと記憶していますが、学校としては大変だなという印象を持っています。</p>
会長	<p>内山委員がスクールバスを想定されているのは、どの地区をどのようにということでしょうか。</p>

内山委員	<p>あずま町と野本小学校の間の新東松山橋が危ないのではと思います。私は高坂小学校に通っていましたが、当時、雨の日の登校時、また、下校時は毎日、路線バスを利用していました。距離ではなく、通学路が危ない、または雨や雷の時などに選択肢があれば保護者も多少安心できるのではと思います。</p>
山下委員	<p>学校新設のための用地について考えた場合、あずま町のピオニウオークの東方面にある早俣地区の水田に学校を造れるのではないかと思います。</p>
戸森委員	<p>地震の発生が懸念される中、学校用地としては適当でないと思います。</p>
山下委員	<p>あずま町や正代地区から通うことを想定した場合、通学時の安全は確保されるのではと思います。</p>
会長	<p>戸森委員の意見は、避難場所としても利用する学校の設置場所としては地盤がどうなのかということ。山下委員の意見は、あずま町から距離的に近いということが安全につながるのではないかということだと思います。他にいかがでしょうか。</p>
飯島正明委員	<p>この審議会が始まった時に思いましたが、通学区域を変更するという話が唐突に出てきている。今回、学校新設やプレハブ建設の経費に係る資料が出され、学校新設について意見がありましたが、通学区域の変更を提案するに至るまでの中で、学校新設やプレハブ建設、又は高坂小学校の増設といった課題の一つ一つがつぶさに検討され、その結果、最後にたどり着いた一番の選択肢が通学区域の変更でしたという経緯が最初に説明されていれば、通学区域の変更について、もう少し進展的な議論がなされたのではないかという気がしてなりません。高坂地区の児童数についていえば、今後十数年でピークを迎え、その後は減ってくるのではないか。社会全体では人口減少が進むため、必ずしも右肩上がりでは増えていかないだろうと思います。その場合、今後10年程度の対応をどうするかということが一つの議論になると思います。野本地区の児童数についていえば、今後少しずつ減っていきますので、ある程度増えることで学校としての教育環境が整うということの方がいいだろうと思います。野本地区は野本小学校を中核として、新宿小学校、新明小学校、青鳥小学校の4つの小学校に分散</p>

	<p>していますが、地域活動においては皆が一体となって一つの地区を盛り上げていて、通学区域の編成に関わりなく自治会活動はきちんと行われています。例えば、体育祭は地域全体の盛り上がる大会ですので、小学校は異なっているけれども、地域の代表として皆が参加している。4つの小学校から参加できるような競技も織り交ぜながら実施しています。学校と自治会が別であってもそれほど影響はないのかなというのが野本地区での私の実感です。今回、いろいろとご意見を伺う中で、高坂地区のことは高坂地区の中で対応していくべきだという意見もあったようです。一番は子供の安全で、これをどうするかという議論も大分出てきたと思います。通学区域の変更に至る整理の仕方が早急だったということに加え、子供を安全に通学させるためのいろんな質問が出ているのに、それに対する回答がなかなか出てこなかったような気がします。そこも不安を煽る一つの要因だったのではないかと思います。ですから、通学区域を変更しても、こういう形で安全が確保されますということをおある程度きちんと伝えていければ、もう少し理解が深まるのかなと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今までの経緯を振り返ると、教育委員会がもう少し整理をした形で話を出していれば展開が変わっていたのではないかとということですが、事務局の考えはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>私共もいろいろなことを考え、最終的に諮問内容を決めましたが、当然その前には、新設校又はプレハブということも考えてきました。新設校はそれなりの金額がかかり、周辺の事例で、15年から20年で廃校になるのを見ている。また、市全体で考えた場合、高坂小学校の周りの学校では教室が空いているのにまた造るのかというようなご意見もあります。そのようなことを勘案すると新設校は難しい。また、4年前から今まで、通学区域を変更しないで大規模化に対応するため教室を増やしてまいりましたが、これ以上の大規模化は教育環境の悪化となり、他の学校と比べ、高坂小学校は十分な教育活動ができないということになります。このため、プレハブでの対応も難しい。その辺の経緯をもっときちんと説明すべきであったと反省しております。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の経費についての資料は、これまでに新設校やプレハブについてのご意見があったことから、その場合の経費について示されたものということでご理解いただきたいと思います。今、事務局が説明されたとおり、</p>

梅澤委員	<p>新設校を造るということは非常に難しいという話でございます。心苦しいところは当然あるかと思いますが、これから新設校を造るというような意見があったとしても、それを取り上げることは非常に難しいということなので、委員の皆様にはまずご理解いただかなくてはならないことなのかなと思います。また、プレハブについても、同じようなご理解になろうかと思いますが、そうした場合、諮問案について、どうしたら子供達の安全が確保できるのか、今までいろいろな案が出ましたが、さらにこういうこともあるのではないだろうかというようなことも含め、ご審議いただくことがよろしいのではないかと思います。</p> <p>事務局の説明について、他にお気づきの点等があれば、ご意見を求めます。</p> <p>今回、いくつかの新しい区割り案が出されましたが、これをこのままで今日の審議を終わりにしてしまうと新たに区割り案に入ってきた地区の方々には非常に混乱するのではと思いますので、この区割り案がどうなのかということを検討しておいた方がいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>それでは、この区割り案について、今回検討しておいた方がいいのではないかというご意見ですので、これの件を取り上げて、皆様にご審議いただければありがたいと思います。</p>
梅澤委員	<p>大黒部地区が入った案ですが、これは学校のすぐ南側の地域になりますので、高坂小学校の南側の道路を通り、高坂小学校を横に見ながら桜山小学校に行くような形になるので非常に難しいのではないかなと思います。また、あずま町全体を対象とする案ですが、野本小学校とした場合は教室数が足りないので無理です。また、高坂小学校を超えて桜山小学校というのも非常に難しいのではないかなと思います。</p>
会長	<p>本日の資料に大黒部地区を対象とした場合の案が出ていますが、高坂小学校の目の前の地区ですので、無理な案ということは明らかではないかなという感じはいたします。</p>
長谷部委員	<p>本日提示された新しい区割り案は諮問案ではありません。なぜそれを審議するのですか。当初の諮問案とは違う諮問を正式に受けたのであればいいと思いますが、今は諮問を受けていないわけですから、こういう案が</p>

梅澤委員	<p>ありますということではないか。それで、委員の皆さんの意見で、ここまで含めて通学区域の変更ということになれば、教育委員会はさらに諮問の変更をするのではないかと思います。</p> <p>この新しい区割り案が出たことによって、住民又は保護者の混乱が起きてくるので、それを心配しているわけです。</p>
会長	<p>事務局の考えはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この新しい区割り案については、新たに教育委員会が諮問した案ということではなく、前回の審議会でのご意見、また、住民説明会でのご意見に対しての資料提供ということです。事務局から新たに諮問案を提示したということではありません。</p>
長谷部委員	<p>今回の資料も含めてですが、通学区域の区割りについて、教育委員会の基本的な考えを聞きたいと思います。以前の会議で新明小学校ができた際に県道をまたいで自治会内で校区が分離されたという話がありましたが、その後、青鳥小学校ができた際は自治会単位で分離していると思います。教育委員会の考え方として、地域のコミュニティを優先してというような説明がありました。私の個人的な考えですが、やはり大きな川、大きな道路、大きな障害物があればそれを避けて通学区域を作るのが原則だと思います。</p>
会長	<p>本日の資料で提示された新しい区割り案は、これまでのご意見に対しての説明資料ということをご理解いただきたいということです。このほか、事務局説明に対する質疑は、よろしいですか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、質疑は終了し、改めて、審議に入りたいと思います。まず、今の長谷部委員の発言に対しまして、教育委員会の見解をお示してください。</p>
事務局	<p>諮問案を作成するにあたり、まず事務局でいろいろな区域割を検討いたしました。まず、桜山小学校に変更となる対象地区につきましては、線路の西側を中心とし、かつ、自治会内で校区が分離しないようにということ</p>

<p>会長</p>	<p>を考え、桜山小学校から比較的近い地区としました。しかし、それだけでは将来的に高坂小学校は一杯になってしまいます。その場合、次に桜山小学校から近い地区ということで検討すると、大黒部地区等になりますが、高坂小学校からあまりにも近い地区から桜山小学校に行くのはどうなのかと議論しました。一方で、野本小学校からの距離を考えた場合、あずま町1・4丁目の地区は直線距離でほぼ2km圏内に位置しています。大きな橋を渡るということについてはどうなのかとも考えましたが、安全対策を行うことでご理解いただこうということで、最終的にあずま町1・4丁目を野本小学校区とする案とさせていただきました。いろいろ検討した結果、教育委員会としては、それ以上の案はなかったということです。</p> <p>本日の審議を進めていくにあたり、私と副会長と事務局とであらかじめ協議をさせていただきました。その内容を5点お示ししますので、それを含め、この後、諮問案についてご検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の5・6年生の弟妹（兄弟関係）については、保護者の意向により高坂小学校の在籍を可能とする。 ・新東松山橋上及びその先の野本方面における通学路の安全対策・不審者対応については、交通指導員の複数配置等の安全対策をさらに行う。 ・谷川大橋前後の道路については、歩行者専用道路（不可ならば朝・夕の時間規制を設ける）実現に向け、関係地域との折衝を行う。 ・平成30年度から通学区域を変更するものとする。 ・中学校区に関しては、諮問案を踏襲するが、白山中学校への入学希望者の動向を見据えながら、南中学校の規模を勘案し、白山中学校と南中学校の学校選択制を検討していく。 <p>以上です。本日のこれからの時間は、このことに対してのご意見をいただければありがたいと考えております。</p>
<p>戸森委員</p>	<p>通学区域を変更するということは、学校の教育環境等について、適正な状況を目指すということが原則だと思います。中学校を選択制とした場合、南中学校がどのような状況になるのかということが見えないということが出てくるかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>選択制とした場合、教育委員会の希望に伴うような状況であるならば</p>

事務局	<p>いいけれども、今度は南中学校が飽和状態になる危険性もあります。その辺について、事務局はどうお考えでしょうか。選択制でいいのか、または、ある程度、高坂地区はすべて白山中学校というようなことはできないのでしょうか。基本は白山中学校とした方がいいのではと思われます。</p> <p>高坂地区の子供がすべて白山中学校に行くと教室が足りません。また、高坂小学校の卒業生がすべて南中学校に行くと平成37年度には教室が足りなくなることが予想されます。高坂小学校区には南中学校よりも白山中学校の方が近い地域があるため、白山中学校により多くの子供が行けば部活動の数も増える、また、通学区域の変更で小学校が分かれても、白山中学校でまた一緒になれるというようなことを地域の話し合いの中でいただきました。高坂小学校の卒業生が行く中学校を白山中学校と南中学校のどちらか一方とすると厳しい状況ですので、選択制にすれば、白山中学校もそれなりの人数になり、南中学校も適正規模になるのではないかとということで、会長、副会長と事務局の協議の際、一つの選択肢としてお話させていただきました。</p>
戸森委員	<p>選択制というより、例えば、緩和措置とか特例措置という中ではあり得ると思います。4年前に審議会が設置され、今回また審議会が設置されている。その上、結果として今度は南中学校についてまた対応しなくてはいけなくなるということでは、子供や父兄、地域に対して誠に申し訳ないと思います。選択制とした場合、そうした懸念はないのだろうかということですが。</p>
飯島富保委員	<p>桜山小学校の卒業生は白山中学校に行き、高坂小学校の卒業生のみが選択制ということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の桜山小学校区の児童はそのまま白山中学校ですが、例えば、通学区域を変更した場合、新たに桜山小学校区となる現在の高坂小学校区の児童については選択制とするというようなことを検討しています。</p>
市川委員	<p>特認校制度と選択制の違いを確認させてください。</p>
事務局	<p>特認校制度は、白山中学校区以外から白山中学校に入ることができるというものです。選択制は、例えば、高坂地区の子供は白山中学校区に住ん</p>

	<p>でいても保護者の意向によっては南中学校に行くことができるというような制度です。</p>
会長	<p>その背景としては、おそらく白山中学校の生徒数について今後どの程度増加が見込まれ、そして、今はない部活動がどの程度できていくのだろうかというような保護者側から見た心配があるのではないか。その場合に、例えば、白山中学校には柔道部がないから南中学校を選択できるということも含めてのお話という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
馬場委員	<p>選択制という言葉だけが一般的に出ると、どこの学校でも行きたい学校に行けるという誤解を招き、問題が起きるのではないか。</p>
事務局	<p>選択制という言葉は少し誤解されることがあるようには思いますので、検討させていただきます。</p>
石井委員	<p>選択制とした場合、一番困るのは教育委員会ではないかと思います。生徒数を読めませんので、きちんと決めるべきです。選択制を導入しても、例えば、川越市では全く変わりませんでした。具体的には、霞ヶ関中学校と東中学校の間に的場という地区があり、どちらの中学校も選択できるということでしたが、皆、元の学校に行きました。市川委員が質問したように、小中連携特認校と選択制とでますます混乱し、非常によろしくない経験から思います。</p>
会長	<p>ある程度ははっきりと決めた方が問題はないのではないかというご意見でございました。先ほど、南中学校は平成37年度には教室が足りなくなるというお話がございました。例えば、あずま町1・4丁目から野本小学校に行った場合は南中学校に行くということになってしまうのか、または、高坂地区なのだから中学校は白山中学校ということでも支障はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>支障はありません。</p>
会長	<p>そうしたことははっきりしていかないと、特認校制度があるから白山中</p>

柴生田委員	<p>学校に行けばいいということになってもいけないのかなと思い、確認させていただきました。</p> <p>大分話が進んでいるなと思っていますが、地区別の説明会等がいろいろあり、今、会長と副会長、事務局で事前に協議した内容を聞きましたが、学校新設やプレハブ対応は難しいということについて、丁寧な説明が足りなかったという教育長からのお話ですべて終わりにして、次に進むという形なのでしょうか。</p>
会長	<p>今までの経過として、学校新設やプレハブ対応は難しいということで、高坂小学校を改造して教室を増やしてきた。現状で、それが対応としては精一杯だということが教育委員会の見解だと思われます。ですから、これからは学校新設やプレハブ対応ということではなく、通学区域を変更するという中で、さらにいい方法があればというようなことで進めていかざるを得ないのではないかと考えていただければありがたいと思います。</p>
柴生田委員	<p>教育委員会の見解がそのようなことで、通学区域の変更以外に対応策はないというようなお話でしたが、これは、議長から審議会委員の皆さんに諮っていただくというような形で次に進めてよろしいのでしょうか。それとも、もう少し詰めて、丁寧に説明すべきところは説明いただいてから進めた方がよろしいのでしょうか。そのことについて議長にお伺いしたい。</p>
会長	<p>私達の役割は、結局、教育委員会から示された諮問案について、審議会委員の皆様にお諮りすることです。そして、それが実現していくためのいろんな可能な条件にはどのようなことがあるのだろうかということについて、皆様のお知恵を拝借して進められていけたら、この諮問案が少しでも改善の方向に行くのではないかと考えています。先ほど、私と副会長、事務局で事前に協議した内容について話をさせていただきましたが、それ以外にさらに、いいご意見なり状況が考えられるのであれば、皆様からお示しいただき、最終的には諮問案のままということではなく、付帯決議なりを付けて、答申に持って行けたらと考えております。</p>
柴生田委員	<p>本日提示された、悪戸、後本宿、米沢、西本宿第一・第二、毛塚及び大黒部地区を対象とした区割り案については、そういう依頼があったからこのような形で分けたということで、高坂小学校に一番近い所から桜山小</p>

	<p>学校へ動くのはよろしくないということでしたが、その辺のところは自然にゼロに考えて、進めて行かないと難しいのかなと思います。また、野本地区では、新宿小学校、青鳥小学校、新明小学校に分散したということですが、これらの小学校はいずれも新たに造った学校です。新設した学校ではない所に通学区域が分かれるのは東松山市では初めてのことです。そうしたことも、審議会委員の皆さんにしっかり認識していただき、それでいい、次に進めるということであれば、また違う案もいろいろ出てくると思います。事務局の考えた最善の案が諮問内容ということですが、数字の割り振りだけのような気もいたしますので、その辺は丁寧なのかなと思うわけですが。その辺のところを少し審議したらいかがでしょうか。また、教育委員の皆さんはしっかりとした審議をこのように行い、その審議した結果が諮問内容だということをもう少し出していただきたいと思います。その説明をいただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>3点のご指摘をいただきました。大黒部地区を含む区割り案については、ゼロベースで考えた方がいいというお話がありました。これについては、大黒部地区を含めることはないものと決断してよろしいかと思っておりますので、委員の皆様もそのつもりで今後考えていただきたいと思っております。また、野本小学校から分かれた3つの小学校はいずれも新設校だったのではないかと、そういう面では、新しい学校に行けるということもあって、それほど問題もなく進んだのではないかとというようなお話だったと理解していますが、今回は新設校ではないということも考えて、意見が出されればというようなお話です。もう一つは、教育委員の方々が丁寧に議論を重ねた結果、こういう諮問内容になったということをお示しできるのであれば、示していただきたいというようなお話だったと思っております。これについて、事務局はいかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>教育委員会が最終的に諮問案を決定したのは7月の定例教育委員会ですが、その前の6月の教育委員会会議の後、教育長と教育委員とで懇談会を開きました。そこで、諮問内容についていろいろ意見交換をして、諮問案の元を作りました。それ以前にも、総合教育会議や定例教育委員会で通学区域について何回か意見交換はしております。しかし、十分に意見交換を詰めたのは6月の懇談会です。</p>
<p>会長</p>	<p>そのような経過ということですが、ご理解いただけますでしょうか。</p>

柴生田委員	<p>この進め方について、諮問に対する答申をしなくてはならないということはよく分かります。答申をしたからといってその答申のとおりにはいかないということも。これは教育委員会が決めることですので。ですが、この答申内容を審議する中でいろいろな意見が出ていることに対し、委員の皆さんは多分十二分に承知した上で、この答申案のとおりでいいと無言で言っているのでしょうかけれども、そのようなことなのかどうかを確認していただけるとありがたいです。</p>
会長	<p>そういうことについては、議論が尽くされていく中で、ご意見を聞こうと考えております。もう少し熟慮された上で皆様にお諮りする方がいいと考えておりますので、お時間をいただければありがたいと思います。安心安全の面については、いろいろと議論されてきております。また、地区のご要望の中で、桜山小学校のトイレが和式だというようなことについては、教育委員会も責任を持って洋式化していくというお話も出ています。そうした中で、今までの過程で気が付かないようなことで、これはどうなのかというようなことがあるようでしたら、この場を出していただき、今後の付帯決議なりにも反映できることはしていくということになると思いますが、いかがですか。</p>
横田委員	<p>今までの説明会で出された皆さんのいろんなご要望やご不満に対応してこの答申案を作られたということですが、そうした部分について改善されているかという若干疑問が残ります。同時に、人数的なところでこの話をしているにもかかわらず、平成30年度の5・6年生の兄弟関係については在籍を認めるとなりますと、初めの教育委員会からの説明で、その下の学年まで在籍を認めると教室が足りなくなる等の対応の部分が棚上げにされていますし、地域の説明会では通学路の安全が担保されていない以上は通わせられないという意見が多数あったと思いますが、さらなる対応を求めるということだけではやはり皆さん納得していただけないのではないかと思います。また、中学校の問題については、今も既に選択制の部分で、白山中学校にはそれほど皆さん行かれていないという現状は結局このまま続くのではないかと思いますので、この答申案に関しましては、このまま賛成することはできません。また、学校の新設やプレハブ対応については、費用的な面などで難しいということは分かりますが、少なくとも審議会は審議するところですので、皆さんにそういうところを諮っていただく必要</p>

<p>会長</p>	<p>があるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p> <p>審議をしていただくということも含めて、ある程度具体性のある答申案を出させていただいたわけです。それについて、皆さんどうですかということをお委員の方々に求めていますので、それを否定しているということではありません。諮問案をたたき台にして、皆さんどのようにお考えですかということですから、私と柴生田委員のやり取りだけで審議が済んでいるわけではないし、ご意見があれば皆さんからぜひ出していただきたいということで進めているわけですから、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>第1回の会議で、諮問案については修正することも有りだということを確認させていただきました。これまでの会議で様々な資料を基に話し合う中で、平成30年度からの危機に対応しないといけないという認識は我々も進んできたのではないかと思います。この審議会の役割というのは、平成30年度以降の現実的な対応策を出していくということであろうという中で、会長と事務局とで諮問案に対して若干の修正を加えていったということです。したがって、この審議会の中でこれでは足りない、理解が得られないということであれば、さらに修正を加えることがあって当然だろうと思っています。今日の答申案は一つのたたき台だと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>副会長が言ったように、審議しやすいのではないということも含めて配慮した結果です。確かに住民の方々から様々なご意見がございました。私もご意見を受けて、なるほどというようなこともございました。しかし、どこかで整理をしていかないと、時間だけが経過していってしまい、議論が平行線のままになってしまうということにもなりかねませんので、この審議会の中でお諮りをさせていただいているわけです。</p>
<p>杉浦委員</p>	<p>あずま町1・4丁目から野本小学校に行くという案について、これは将来的にずっと行くということでしょうか。例えば、高坂小学校の人数が減ってきた場合、通学区域は変わらないのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>私も、将来的に高坂小学校に余裕ができた時には戻れないのだろうかということをお考え、教育委員会に事前に確認いたしました。その際には高坂小学校に戻すということも付帯事項の中に明記しようとお話しさせていただいております。今回は、ある意味でやむを得ない10年間と考えること</p>

杉浦委員	<p>でよろしいのではないかと思います</p> <p>新設校はできないということは決定なのでしょう。そして、そのことを地域の方々は納得していらっしゃるのでしょうか。納得していただければ次に進めると思いますが、地区別説明会の資料を読ませていただいても新設校とプレハブの話は必ずどこの地区でも出ています。私は山下委員の意見に賛成で、例えば、すごく立派な学校でなくても、10年だけ持つプレハブの学校を高坂小学校の分校みたいな形で造って、そこにいい先生を配置する。やむを得ないというのであれば、橋を渡るのもプレハブを造るのも同じ状況かなと思いますので、なんとかそのようにできないのかなと思います。</p>
会長	<p>学校を新設しないということについて、地域の方々は納得されたのかという心配と、それに付随するご意見でした。学校を新設するというについては、熟慮を重ねた結果、行政の方でも非常に厳しいというようなお話だったと承っております。ですからどうしてもこれは、ある意味では消去法でやむを得ないと考えざるを得ないのかなと思います。私も新設校ができればこの問題はすべて解決できると考えますが、それができないがために、こうして皆さんにお集まりいただき、生みの苦しみをそれぞれが感じながら知恵を出していただくという結果につながってきていると思うわけでございます。事務局から追加はございますか。</p>
事務局	<p>この諮問案を作る時にいろいろ考えました。新設校の案も事務局の中で出てきましたが、教育委員会だけで決められることでもありませんので、市長部局との折衝もいたしました。また、過去の我々の経験から、造ってもいずれ廃校となってしまう等、いろいろなことを考えまして、最終的に大変難しいという結論に至りました。今回、地域の皆様方から新設校をという話を改めていただきましたので、再度市長部局とも相談しましたが、市全体から考えればそれは難しいということです。</p>
飯島正明委員	<p>諮問に対する答申案というような形で、会長と副会長を含めた教育委員会案として5点のご提案がありました。おそらく父兄の一番の心配は安全についてだと思います。その心配がどうやって払拭されるのかということがとても大きいと思います。答申案では大きく2点、新東松山橋と谷川大橋に関する安全対策だけですが、説明会では、父兄の方々が不安に</p>

<p>会長</p>	<p>思っていることがたくさん出ているはずですが。それらについてもこうした中に細かく明記していくということが必要ではないかと思います。仮に通学区域がこれで変更になった場合、やはり安全が確保されるかどうかということが大変な心配事だと思いますので、全部が可能というのは難しいと思いますが、審議会としては明確に、市として、教育委員会として対応できるものはきっちりここまでやりましょうということを付帯決議の中に入れていくべきだと思います。父兄もそうですが、学校側ともよく相談すべきだと思います。</p> <p>地域住民から、これ以外にも安全確保の面については出ているのではないだろうか。それも含めてできる範囲内のことは付帯決議に含めた方がいいのではないかというお話です。なお、先日の地域別説明会で、特に強く出されていたことについて4点整理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍中での転校はさせないでほしい。 ・兄弟が別々の学校に通うようになることはさせないでほしい。 ・新東松山橋及びその先の野本方面に向かう通学路の安全対策及び不審者対策をさらに整備してほしい。 ・谷川大橋前後の安全対策及び不審者対応をさらに整備してほしい。 <p>今後の審議にあたっては、こうしたことも踏まえ、次回等にご意見を出していただければありがたいと考えております。それも、不安の解消につながる一つの手立てになっていくのではないかと考えています。諮問案について、いろいろと審議をいただいておりますが、他にお気づきの点等がございましたら、お話しをいただければと思います。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいですか。なお、変更の期日及び方法についてですが、諮問内容では変更の期日は平成30年度からとされています。資料で示されているとおり、平成30年度以降は厳しい状況に入るわけでございます。そこで、皆様どうでしょうか、変更期日は平成30年度からということについてはやむを得ないにご認識いただけますか。または、1年遅らせてもいいのではということになるのでしょうか。いろいろと資料をご確認いただけたと思います。変更の期日は、一応平成30年度からとお考えいただければと</p>
-----------	--

